相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東浅草二丁目一番地一、最後の住所東京都足立区日ノ出町一六番八号
被相続人　亡　伊藤　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区奥戸六丁目一〇番地、最後の住所東京都葛飾区奥戸六丁目一〇番一〇号
被相続人　亡　齋藤　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
事務所東京都港区虎ノ門二―三―二二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北六丁目三三番、最後の住所東京都杉並区和田二丁目二七番八号特別養護老人和田堀ホーム
被相続人　亡　菅沼　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山崎総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北代八重子
（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千早一丁目三二番地一〇、最後の住所東京都豊島区千川二丁目五番一六号
被相続人　亡　河合八千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号興和日本橋ビル二階倉持法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市四ツ谷七五番地一、最後の住所神奈川県相模原市中央区淵野辺本町三丁目二二番二八―五〇八号
被相続人　亡　飯野　忠明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号まもってあげたいビル四階　サガミ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県南砺市東西原二〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤澤　親章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
富山県高岡市中川本町八番一号
相続財産管理人　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市東山一丁目四五八番地、最後の住所金沢市東山一丁目一五番一六号
被相続人　亡　小池まり子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
石川県羽咋市大川町北新一四三番地、事務所金沢市新神田五丁目五五番地一坂田ビル二〇一号
相続財産管理人　坪田　克博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区堀ノ内三丁目一五五番地、最後の住所静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂五四〇番地　陵雲閣三〇六号
被相続人　亡　永島　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
静岡県下田市旧岡方村七〇三番地三　伊豆下田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠崎　元貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市多比五六一番地一、最後の住所静岡県沼津市多比五六一番地の一
被相続人　亡　新井　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
静岡県沼津市市場町一九番一一号あしたか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　圓井　花織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬一〇七九番地、最後の住所大阪府寝屋川市高柳七丁目一二番二六号　被相続人　亡　細尾　光三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビルディング三階
相続財産管理人　弁護士　福田あやこ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府茨木市中穂積三丁目四五八番地四、最後の住所大阪府豊能郡能勢町大里二二二番地の五第２三恵園
被相続人　亡　角地　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二
相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市寿町一丁目二一番地一、最後の住所三重県桑名市大字江場八番地東新町市営住宅一棟二一七号
被相続人　亡　布袋　祥江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月十五日
大阪府守口市佐太中町五丁目四番一八号
相続財産管理人　藤原　高子

第34期決算公告

平成28年3月15日

神奈川県横浜市中区桜木町１－１－８
日本マレーシア・エル・エヌ・ジー株式会社
代表取締役社長
チェ・アーマド・タルミジ・ビン・アブドゥル・ラーマン

貸借対照表の要旨
（平成27年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	73,381	流動負債	20,890
固定資産	22,116	固定負債	17,000
		株主資本	57,607
		資本金	30,000
		利益剰余金	27,607
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	20,107
		（うち当期純利益）	（15,315）
資産合計	95,497	負債・純資産合計	95,497